

令和7年度がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業公募要綱

1. はじめに

本公募要綱は、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課が実施する「令和7年度がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業」にかかる募集内容を記載したものである。

1.1. 事業の目的

本事業は令和4年9月にとりまとめられた「全ゲノム解析等実行計画2022」において、全ゲノム解析等に必要の人材の一つとされている医学的知識を有するバイオインフォマティクス等の育成を図り、全ゲノム解析等を推進することを目的とする。

2. 事業の内容

がんゲノム医療中核拠点病院等の医師等ががんの全ゲノム解析等に必要バイオインフォマティクスに関する基礎的・応用的な知識を習得できるよう、有識者等の意見を踏まえながら研修会の実施等を行う。

2.1. 有識者による検討会の設置について

- ・ 有識者による検討会を設置し、企画・運営を行う。
- ・ 有識者による検討会においては、研修会の方針・評価、テキスト等の改訂、今後の全ゲノム解析等に係るバイオインフォマティクス等の人材育成の在り方、その他厚生労働省ががんの全ゲノム解析に関する人材育成のために必要とする事項について議論を行う。
- ・ 検討会の委員は、生物統計学の有識者、がんゲノム医療中核拠点病院等の臨床医、及びエキスパートパネルの実務者を含むこと。
- ・ 検討会の委員の人選は厚生労働省の同意を得て決定し、委員の委嘱及び謝金等の支払い業務を行うこと。
- ・ 検討会の開催後は遅滞なく、議事録及び議事要旨を作成し、関係者へ確認して、厚生労働省へ提出すること。

2.2. 研修会の開催について

- ・ これまで実施された「がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業」で作成したテキスト等を用いてオンライン等による講義形式の研修会を実施すること。
- ・ 研修会の受講者数は500人以上とすること。

- ・ 研修会の企画、受講者募集、運営、有効性等の評価を実施すること。
- ・ 受講者の理解度について客観的指標に基づいた評価と、一定程度以上の理解度を有する受講者に対しての証明書等の発行を行うこと。
- ・ 講義形式の研修は、生物統計及び情報処理の経験がない者を対象とした入門編、データ解析の理解・体験を目的とした応用編、臨床現場での活用を想定した実践編の少なくとも3種類を実施すること。
- ・ 入門編は、入門編を受講した者が応用編を理解できる内容とすること。
- ・ 応用編及び実践編では、がんゲノム医療中核拠点病院等でのオンサイトトレーニングを適宜組み合わせること。
- ・ 開催日は、医療従事者が受講しやすい日程とし、事前に厚生労働省の同意を得た上で決定すること。
- ・ 研修会終了後はオンラインでテキスト等による学習ができる形式とすること。

2.3. その他

- ・ その他、本事業を遂行する上で必要な事項については、厚生労働省と協議の上で実施する。
- ・ 進捗管理のために定期的に検討会および厚生労働省への報告を行うこと。

3. 応募に関する諸条件等

3.1. 応募資格者

- ・ がんのゲノム医療に関するバイオインフォマティク養成実績がある法人格を有する団体（以下「団体等」という。）であること。
- ・ 上記以外の団体等が応募する場合は、事業実施にあたっては必ず上記を満たす団体等との事業協力契約を結び、事業全体のとりまとめを行うこと。
- ・ 暴力団等に該当しないこと。

4. 経費の負担

4.1. 委託費について

別に定める「がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業交付要綱」に基づいて行う。なお、想定している対象経費は諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、借料、会議費、賃金、委託費の予定である。

4.2. 委託額

38,954 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で委託を行う。

5. 留意事項

- ・ この事業を推進するにあたっては、関係機関等と密接な連携を取り、事業の円滑な実施を図るものとする。
- ・ この事業により収集した個人情報等の取り扱いについては、関係規程等を遵守し、十分配慮して取り扱うものとする。
- ・ 本事業は、令和7年度予算案に計上しているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、令和7年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることとする。

6. 応募方法

2、3、5に掲げる内容を含んだ事業計画書を別紙様式等により作成し、以下に定める提出期限内に書面により各6部提出すること。

7.1. 提出書類

- ・ 事業計画書（様式1）
- ・ 本事業計画立案の考え方が分かる資料（任意様式）
- ・ 団体等の概要（様式2）
- ・ 事業計画（様式3）
- ・ 所要額内訳書（様式4）
※第三者への委託の有無（有の場合は、あわせてその業務内容及び予定している委託先）を付記すること。
- ・ 事業実施スケジュール（様式5）
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式6）
- ・ 過去5年間に国及び地方公共団体から類似事業の補助・委託実績がある場合は、その実績が分かる資料（任意様式）

7.2. 提出方法・提出先

郵送とする。なお、郵送をした際には問い合わせ先にその旨電話で連絡すること。

7.3. 提出期限

令和7年2月26日（水） 17:00 必着

7.4. 提出にあたっての注意事項

- ・ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返却も行わない。
- ・ 一者あたり書類は 1 種類とし、2 種類以上の提出はできない。
- ・ 虚偽の記載をした書類は無効とする。
- ・ 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 書類は A4 版、日本語で作成すること。
- ・ 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応すること。
- ・ 書類に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

8. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省が設置する有識者の委員会が書類等について審査（必要に応じてオンラインによるヒアリング）を行い、事業の目的に合致し、最も評価の高い書類等を提出した一者を選定し、採択事業者を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

9. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体等は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

10. 事業実績報告書

国庫補助の対象となった団体等においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和 8 年 4 月 10 日までに厚生労働省に提出すること。

なお、本事業を実施した団体等に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

成果物には本事業で実施したことが分かるようにすることとする。

11. 知的財産等

- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。
- ・ 本件により発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

- ・ 本件により発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ・ 本件により作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に担当職員へ報告し、承認を得ること。
- ・ 本件により第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省に係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

12. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

〈本件に係る問い合わせ先・計画書の提出先〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

TEL 03-5253-1111（内 3827）

MAIL : mhlw-cancer@mhlw.go.jp